

【令和5年度】0歳から2歳の第2子以降保育料の無償化範囲拡大について

【現行(令和2年度から)】

市独自に、年収550万円未満相当(市町村民税所得割合算133,000円未満。市D9階層まで。)の世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償とする。

区分	第1子	第2子	第3子以降
市民税非課税世帯 →市A、B及びB0階層	【国基準】無償 (幼児教育・保育の無償化による)		
57,700円未満 (ひとり親世帯等は77,101円未満) CからD3階層とD40、D50階層 (年収360万円未満相当)		【市基準】 無償	【国基準】 無償
	(年齢や同時利用は問わない)		
57,700円以上 133,000円未満 市D4、D5、D6からD9階層 (年収360万円以上、 550万円未満相当)		【市基準】 無償	【国基準】 無償 ※
	(年齢や同時利用は問わない)		
上記以外の世帯		【国基準】 半額	【国基準】 無償 ※
	(保育施設等を利用している小学校就学前子どもを第1子としてカウント)		

【変更後(令和5年度から)】

世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償とする。
→ 年収550万円未満相当とする所得制限を撤廃するもの。

区分	第1子	第2子	第3子以降
市民税非課税世帯 →市A、B及びB0階層	【国基準】無償 (幼児教育・保育の無償化による)		
57,700円未満 (ひとり親世帯等は77,101円未満) CからD3階層とD40、D50階層 (年収360万円未満相当)		【市基準】 無償	【国基準】 無償
	(年齢や同時利用は問わない)		
57,700円以上 133,000円未満 市D4、D5、D6からD9階層 (年収360万円以上、 550万円未満相当)		【市基準】 無償	【国基準】 無償 ※
	(年齢や同時利用は問わない)		
上記以外の世帯		【市基準】 無償(拡大)	【国基準】 無償 ※
	(年齢や同時利用は問わない)		

※ 国基準で無償となるのは、同時入所の(保育施設等を利用している小学校就学前子どもを第1子としてカウントする)場合における第3子以降となります。